

「指定介護老人福祉施設」きたがわ荘 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(事業所番号 4572100404)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3」以上に認定された方・特例入所要件該当の方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 契約締結からサービス提供までの流れ	11
7. サービス提供における事業者の義務	11
8. サービスの利用に関する留意事項	12
9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	12
10. 残置物引取人	14
11. 秘密保持について	14
12. 損害賠償について	14
13. 事故発生について	14
14. 苦情の受付について	14
15. 福祉サービス第三者評価実施状況	15

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 豊寿会
- (2) 法人所在地 宮崎県延岡市北川町長井 5565 番地 8
- (3) 電話番号 0982-46-3065
- (4) 代表者氏名 理事長 甲斐 敬章
- (5) 設立年月 平成 5 年 8 月 9 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成 12 年 2 月 14 日指定 宮崎県 404 号
- (2) 施設の目的 地域の高齢者が安心して生活ができるよう必要な福祉サービスを総合的に提供、支援することを目的として地域住民の福祉の増進を図る。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム きたがわ荘
- (4) 施設の所在地 宮崎県延岡市北川町長井 5 5 6 5 番地 8

(5) 電話番号 0982-46-3065

(6) 施設長(管理者)氏名 井本 成夫

(7) 当施設の運営方針 * 施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴・排泄・食事の三大介護はもとより相談及び援助、日常生活のお世話、機能訓練等を行う。また、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことを目指し、明るい家庭的な雰囲気を作り地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。

(8) 開設年月 平成6年4月1日

(9) 入所定員 75人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	7室	本館3室・新館4室【従来型個室で居住費を算定】
2人部屋	4室	本館2室・新館2室【多床室で居住費を算定】 (ソートの1ベット含む)
4人部屋	14室	本館11室・新館3室【多床室で居住費を算定】
合計	25室	
食堂	2室	本館1室・新館1室
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 歩行器、牽引器、移動式平行棒、肋木運動器
浴室	2室	本館1室・新館1室 特殊浴槽、個浴槽、チェアインバス
医務室	1室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項

1. トイレ： 4人部屋15室、2人部屋4室、1人部屋7室トイレ付 他共同トイレ2箇所
2. 防災設備： 全室スプリンクラー、防火扉、シャッター、屋内消火栓、ガス漏れ報知器、非常用電源、防災カーテン
3. テレビ： アンテナ装置

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

※ 介護保険の給付対象とならない施設・設備等のご利用の際は、ご契約者にその都度協議申し上げます。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1	1名
2. 介護職員	2.8	2.3名
3. 生活相談員	1	1名
4. 看護職員	3.5	3名
5. 機能訓練指導員	1	1名
6. 介護支援専門員	1	1名
7. 医 師	(1)	嘱託医 (1) 名
8. 管理栄養士	1	1名

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、
1 名（8 時間×5 名÷40 時間=1 名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医師（嘱託医） 2名	隔週水曜日・木曜日
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 7：00～16：00 3名 C勤： 8：00～17：00 1名 日勤： 8：30～17：30 1名 B勤： 9：30～18：30 4名 遅出： 10：00～19：00 2名 夜勤： 16：30～ 9：30 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 8：00～17：00 1名 普通： 8：30～17：30 1名 遅出： 9：30～18：30 1名
4. 機能訓練指導員	毎週 月～金曜日

☆土、日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）*

以下のサービスについては、居住費、食費を除き介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いとなります。

<サービスの概要>

①入浴

- ・入浴を週2回、清拭を毎日行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<利用料金（1日あたり）> （契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度、利用負担段階、加算項目に応じて異なります。） 【別紙料金表による】

① 基本料金

区分・要介護度	利用料	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	5,890	589	1,178	1,767
要介護2	6,590	659	1,318	1,977
要介護3	7,320	732	1,464	2,196
要介護4	8,020	802	1,604	2,406
要介護5	8,710	871	1,742	2,613

② 加算料金とその要件

サービス利用料金に加え、次に示す要件に基づき加算をいたします。

- ・施設の体制及び利用者の状態により、算定される加算分をご請求します。
- ・処遇改善加算のみ、1ヶ月の所定単位数に対しての加算単位となります。

加算名	単位数	加算要件
初期加算	30単位/日	入所した日から起算して30日以内の期間 30日を超える入院後に再び入所した場合も含む。
日常生活継続支援加算 I	36単位/日	介護福祉士の数が一定以上で、下記のいずれかを満たす場合 ・介護度4、5の割合が100分の70以上 ・認知症の方の割合が100分の65以上

サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 単位/日	・介護福祉士の割合が常勤換算方法で 60 以上であること。 ※日常生活継続支援加算を算定する場合は算定されません。
看護体制加算(Ⅰ)ロ	4 単位/日	常勤の看護師を 1 名以上配置していること。
看護体制加算(Ⅱ)ロ	8 単位/日	看護職員の数が常勤換算方法で規定数より 1 以上であること。
安全対策体制加算	入所時に 1 回 20 単位	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること
夜勤職員配置加算	16 単位/日	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が基準を上回る場合。 認定特定行為業務従事者を 1 人以上配置していること。
看取り介護加算	72 単位/日 144 単位/日 680 単位/日 1280 単位/日	死亡日以前 45 日前～31 日前 死亡日以前 4 日前～30 日前 死亡日前日又は前々日 死亡日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数× 14/1000	介護職員の更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組をし、介護職員の処遇改善を進める。

③ 食費・居住費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減される。

《利用者負担段階》

対象者	利用者負担段階	居住費		食費
		多床室	従来型個室	
本人及び世帯全員（別世帯の配偶者も含む）が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者	第 1 段階	0 円	380 円	300 円
本人及び世帯全員（別世帯の配偶者も含む）が市町村民税非課税であるとともに本人の預貯金等の額が 650 万円（配偶者がいる場合は夫婦で 1650 万円）以下であり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	第 2 段階	430 円	480 円	390 円
本人及び世帯全員（別世帯の配偶者も含む）が市町村民税課税であるとともに本人の預貯金等の額が 550 万円（配偶者がいる場合は夫婦で 1550 万円）以下であり、利用者負担第 2 段階以外の方	第 3 段階①	430 円	880 円	650 円
本人及び世帯全員（別世帯の配偶者も含む）が市町村民税課税であるとともに本人の預貯金等の額が 500 万円（配偶者がいる場合は夫婦で 1500 万円）以下であり、利用者負担第 2 段階以外の方	第 3 段階②	430 円	880 円	1,360 円
上記以外の方（市町村民税世帯課税である・別世帯の配偶者が市町村民税課税である・条件以上の預貯金等を保有している）	第 4 段階	915 円 全額負担	1231 円 全額負担	1,445 円 全額負担

※ 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額(上記表に掲げる額)となります。

※ 居住費については、入院又は外泊中でも料金をいただきます。ただし、入院又は外泊中のベッドを入所者の同意を得た上で、(予防)短期入所生活介護に利用する場合は、入所者から居住費はいただきません。

※ 新館の居室利用料には、1日当たり一律200円を加算します。

☆ ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日当たりの利用料金は、下記の通りです。(契約書第18条参照)

区 分	入院・外泊時の1日当たりの居住費	
	多 床 室	従来型個室
利用者負担第1段階	0円	380円
利用者負担第2段階	430円	480円
利用者負担第3段階①	430円	880円
利用者負担第3段階②	430円	880円
利用者負担第4段階	915円	1,231円
入院・外泊時加算額	なお、入院又は外泊の初日及び最終日を除く6日間については、1日につき入院・外泊時加算額の自己負担額1割：246円及び2割：492円を上記居住費に加算いたします。	

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第4条参照) *

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 居室の提供

・当施設での居室は、多床室と従来型個室になります。

② 食事

・当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体
の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則として
います。

特別な食事(酒を含みます。)

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費をいただきます。

(食事時間) 朝食； 7：45～8：30 昼食； 12：00～12：45

夕食； 17：15～18：15

③理髪・美容・通院介助

[理髪サービス]

毎月第1月曜日に1回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 2,000円

[美容サービス]

美容師の出張による美容サービスはありません。希望については相談に応じ自費をご負担
いただきます。

④貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑・年金証書等
- 保管管理者：施設長
- 預り金担当職員：生活相談員
- 出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を預り金担当職員へ提出していただきます。

- ・預り金担当職員は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

- ・預り金担当職員は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

- 利用料金：1ヶ月当たり 100円

⑤レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

- 利用料金：材料代等の実費をいただきます。

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容
1月	元旦 お正月：おせち料理をいただき、新年をお祝いします。 七草 理事長 年頭の挨拶 入所者ふれあい会・施設や職員に対する要望など職員と入所者との話し合いをします。(年4回)
2月	3日 節分・立春：施設内で豆まきを行います。 月末にやなぎ餅つきをします。
3月	3日 ひなまつり：おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。
4月	桜花見遠足：毎年場所を変え施設外の花見を行います。 遠足：町外に出かけます。
5月	こいのぼり運動会：入所者のご家族も参加し、楽しい運動会を行います。
7月	七夕：施設内に七夕の飾り付けをします。山下通りの七夕まつり見物に行きご家族とともに外食を楽しみます。
8月	夏祭り：施設内で入所者、家族、職員等での楽しい夏祭りを行います。(盆帰省があります。)
9月	敬老の日：施設内の敬老会を行います。 十五夜祭り：施設内にだんごや果物などの飾り付けをし、十五夜祭りを行います。
10月	鮎やな行き：鮎やなで鮎料理を楽しみ、ドライブをしながら帰ります。
11月	北川町産業祭：延岡市北川体育館の作品展示を見にいきます。
12月	もちつき：正月のもちをつきます。(正月帰省があります) クリスマス会：慰問団に来ていただき歌や踊りを楽しみます。
毎月1回誕生会があります。以上の行事参加についての入所者の個人負担はありません。	

ii) クラブ活動

書道、生け花クラブ、音楽クラブ、手芸、工芸、園芸(材料代等の実費をいただきます。)

毎週土曜日は喫茶コーナーを設け珈琲、紅茶等好きなものを飲みます。

⑥複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。必要な場合は、入所者又はその家族と相談して取り扱います。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑧契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
多床室 介護費	8,060円	8,890円	9,690円	10,480円
居住費	915円			
計	8,975円	9,805円	10,605円	11,395円
従来型個室介護費	8,060円	8,890円	9,690円	10,480円
居住費	1,231円			
計	9,291円	10,121円	10,921円	11,711円

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は月末締めとし1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までにご請求しますので、同月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込みをお願いします。 宮崎県農協 北川支店、 口座番号 普通預金 9819568 口座名義：社会福祉法人豊寿会 特別養護老人ホームきたがわ荘
ウ. 金融機関口座からの自動引き落としもできます。 宮崎県農協 北川支店

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

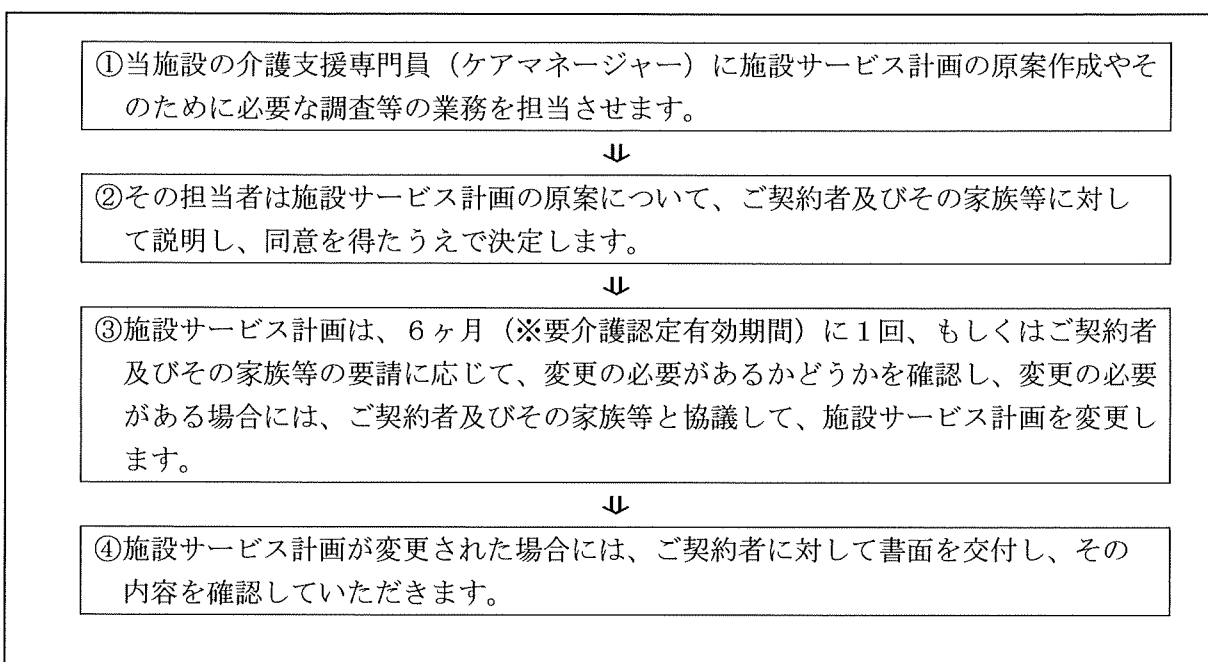
①協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科
北浦診療所	延岡市北浦町古江 2492 番地	内科
やなざわ整形外科・内科	延岡市柳沢町 2 丁目 4 番地 2	整形外科・内科
延岡市医師会病院	延岡市出北 6 丁目 1621	内科
みらいデンタルクリニック	延岡市出北 4 丁目 2432 番地 1 号	歯科

6. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



7. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- | |
|--|
| <p>①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。</p> <p>②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。</p> <p>③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。</p> <p>④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。</p> <p>⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。</p> <p>ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。</p> <p>⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）</p> <p>ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。</p> <p>また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。</p> |
|--|

8. サービスの利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。
刃物などの危険物、ペット、騒音・異臭など共同生活上問題となる物。
又、大きな家具及び所持品の数量にも制限があります。

(2) 面会

面会時間 午前9時～午後7時

※感染症対策のため、面会の中止や面会時間の制限をすることがあります。

※来訪者は、必ず備え付けの面会者名簿に署名してください。

※なお、来訪される場合、食品衛生上「なま物」の持ち込み、飲食はご遠慮下さい。

(3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

※感染症対策のため外出・外泊を中止や制限をすることがあります。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

- 居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。
但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了しご契約者に退所していただくこととなります。（契約書第13条参照）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
(但し、ご契約者が平成12年3月31日以前からホームに入所している場合、本号は平成22年3月31日までは適用されません。)② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。)⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。) |
|---|

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の5日前（最大7日）までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には即時に解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご契約者が入院された場合③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合④ ご契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合⑤ ご契約者が介護老人保険施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合 |
|--|

*** ご契約者が病院等に入院された場合の対応について ***（契約書第18条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1ヵ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、居住費はいただきます。

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

※ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として400円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

10. 残置物引取人（契約書第20条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設が「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

11. 秘密保持について（運営規程第26条参照）

施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

12. 損害賠償について（契約書第10条、11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

13. 事故発生について（契約書第10条、11条参照）

利用者に対する介護福祉サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

利用者に対する介護福祉サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

14. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 きたがわ荘 介護主任

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

午前8時半～午後5時半

また、苦情受付ボックスを施設に設置しています

(2) 行政機関その他苦情受付期間

延岡市健康福祉部 介護保険課	所在地 宮崎県延岡市東本小路2番地1 電話番号 0982-22-7069 受付時間 午前8時30分～午後5時
国民健康保険団体連合会	所在地 宮崎市下原町231-1 電話番号 0985-35-5111 受付時間 午前8時30分～午後5時
宮崎県 長寿介護課	所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号 0985-26-7058 受付時間 午前8時30分～午後5時

15. 福祉サービス第三者評価実施状況

項 目	内 容
(1) 実施の有無	有 ・ <u>無</u>
(2) 実施年月日(直近実施日)	令和 年 月 日
(3) 実施した評価機関	
(4) 評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。
指定介護老人福祉施設 きたがわ荘

説明者職名 介護支援専門員 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所.....

契約者氏名 _____

(利用者氏名 : _____)

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 1階平屋建
- (2) 建物の延べ面積 2,096㎡
- (3) 事業所の周辺環境

JR日向長井駅より北へ500m、国道10号線沿いの「道の駅はゆま」の南側に隣接する高台に位置する。周囲を緑深い山に囲まれ、春・夏・秋・冬、自然の風情に恵まれ、静かな環境であり生活の場としては最適である。

2. 職員の配置状況

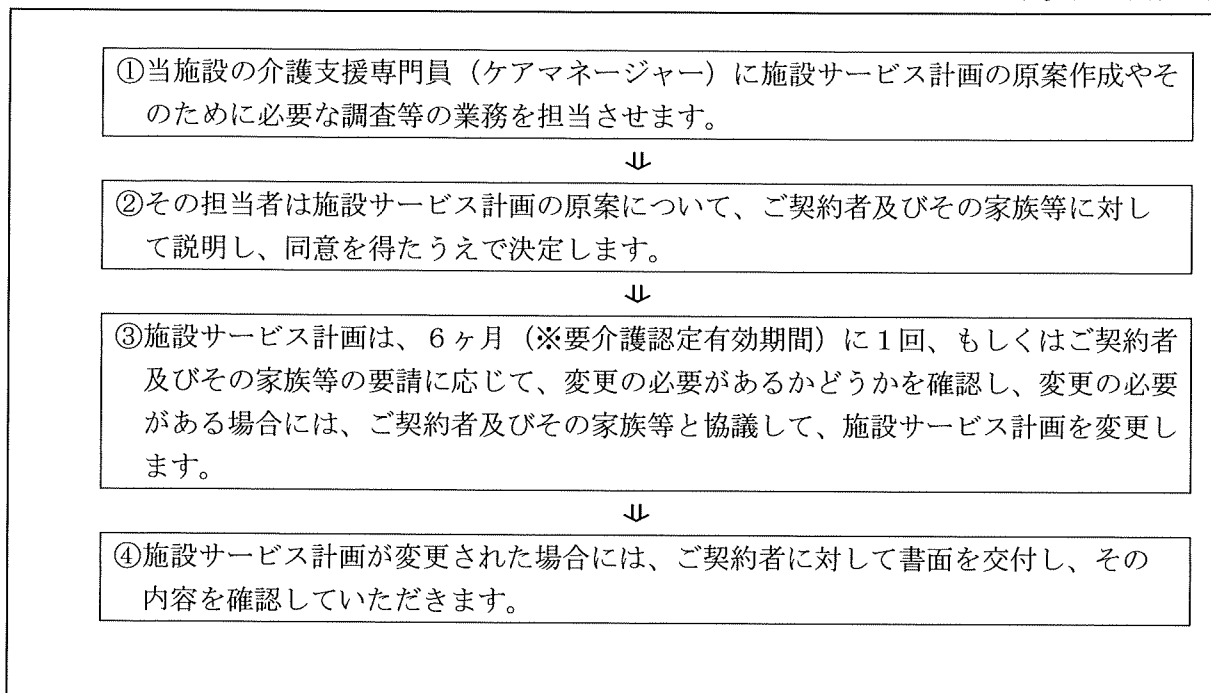
<配置職員の職種>

- | | | |
|---------|---|--|
| 介護職員 | … | ご契約書の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。 |
| 生活相談員 | … | ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。 |
| 看護職員 | … | 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
4名以上の看護職員を配置しています。 |
| 機能訓練指導員 | … | ご契約者の機能訓練を担当します。
1名の機能訓練指導員を配置しています。 |
| 医師 | … | ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の医師を配置しています。なお、延岡市内に協力医療機関をお願いしています。 |

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。
刃物などの危険物、ペット、騒音・異臭など共同生活上問題となる物。
又、大きな家具及び所持品の数量にも制限があります。

(2) 面会

面会時間 午前9時～午後7時

※来訪者は、必ず備え付けの面会者名簿に署名してください。

※なお、来訪される場合、食品衛生上生ものの持ち込み、飲食はご遠慮下さい。

(3) 外出・外泊（契約書代21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第10条、11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

別表

(長期入所者) サービス利用料金表

令和7年5月1日現在

〈多床室の1割負担者〉

単位：円

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1		要介護度2		要介護度3		要介護度4		要介護度5	
	5,890		6,590		7,320		8,020		8,710	
2.介護サービス費負担額	589		659		732		802		871	
3.サービス提供体制加算Ⅱ	18									
4.看護体制加算(Ⅰ)口	4									
5.看護体制加算(Ⅱ)口	8									
6.介護職員等処遇改善加算	87		96		107		116		126	
7.居室に係る自己負担額	第1段階	0	第2段階	430	第3段階①	430	第3段階②	430	第4段階	915
8.食費に係る自己負担額	第1段階	300	第2段階	390	第3段階①	650	第3段階②	1,360	第4段階	1,445
自己負担合計	(2+3+4+5+6+7+8)									
所得段階別自己負担額	第1段階	1,006	1,085	1,161	1,248	1,327				
	第2段階	1,526	1,605	1,689	1,768	1,847				
	第3段階①	1,786	1,865	1,949	2,028	2,107				
	第3段階②	2,496	2,479	2,659	2,738	2,817				
	第4段階	3,066	3,145	3,229	3,308	3,387				

〈従来型個室の1割負担者〉

単位：円

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1		要介護度2		要介護度3		要介護度4		要介護度5	
	5,890		6,590		7,320		8,020		8,710	
2.介護サービス費負担額	589		659		732		802		871	
3.サービス提供体制加算Ⅱ	18									
4.看護体制加算(Ⅰ)口	4									
5.看護体制加算(Ⅱ)口	8									
6.介護職員等処遇改善加算	87		96		107		116		126	
7.居室に係る自己負担額	第1段階	380	第2段階	480	第3段階①	880	第3段階②	880	第4段階	1,231
8.食費に係る自己負担額	第1段階	300	第2段階	390	第3段階①	650	第3段階②	1,360	第4段階	1,445
自己負担合計	(2+3+4+5+6+7+8)									
所得段階別自己負担額	第1段階	1,386	1,465	1,541	1,628	1,707				
	第2段階	1,576	1,655	1,739	1,818	1,897				
	第3段階①	2,236	2,315	2,399	2,478	2,557				
	第3段階②	2,946	2,929	3,109	3,188	3,267				
	第4段階	3,382	3,461	3,545	3,624	3,703				

別表

(長期入所者) サービス利用料金表

令和7年5月1日現在

〈多床室の2割負担者〉

単位：円

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1		要介護度2		要介護度3		要介護度4		要介護度5	
	5,890		6,590		7,320		8,020		8,710	
2.介護サービス費負担額	1,178		1,318		1,464		1,604		1,742	
3.サービス提供体制加算Ⅱ	36									
4.看護体制加算(Ⅰ)口	8									
5.看護体制加算(Ⅱ)口	16									
6.介護職員等処遇改善加算	173		193		213		233		252	
7.居室に係る自己負担額	第1段階	0	第2段階	430	第3段階①	430	第3段階②	430	第4段階	915
8.食費に係る自己負担額	第1段階	300	第2段階	390	第3段階①	650	第3段階②	1,360	第4段階	1,445
自己負担合計	(2+3+4+5+6+7+8)									
所得段階別自己負担額	第1段階	1,711	1,871	2,021	2,197	2,354				
	第2段階	2,231	2,391	2,557	2,717	2,874				
	第3段階①	2,491	2,651	2,817	2,977	3,134				
	第3段階②	3,201	3,168	3,527	3,687	3,844				
	第4段階	3,771	3,931	4,097	4,257	4,414				

〈従来型個室の2割負担者〉

単位：円

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1		要介護度2		要介護度3		要介護度4		要介護度5	
	5,890		6,590		7,320		8,020		8,710	
2.介護サービス費負担額	1,178		1,318		1,464		1,604		1,742	
3.サービス提供体制加算Ⅱ	36									
4.看護体制加算(Ⅰ)口	8									
5.看護体制加算(Ⅱ)口	16									
6.介護職員等処遇改善加算	173		193		213		233		252	
7.居室に係る自己負担額	第1段階	380	第2段階	480	第3段階①	880	第3段階②	880	第4段階	1,231
8.食費に係る自己負担額	第1段階	300	第2段階	390	第3段階①	650	第3段階②	1,360	第4段階	1,445
自己負担合計	(2+3+4+5+6+7+8)									
所得段階別自己負担額	第1段階	2,091	2,251	2,401	2,577	2,734				
	第2段階	2,281	2,441	2,607	2,767	2,924				
	第3段階①	2,941	3,101	3,267	3,427	3,584				
	第3段階②	3,651	3,618	3,977	4,137	4,294				
	第4段階	4,087	4,247	4,413	4,573	4,730				

別表

(長期入所者) サービス利用料金表

令和7年5月1日現在

〈多床室の3割負担者〉

単位：円

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1		要介護度2		要介護度3		要介護度4		要介護度5	
	5,890		6,590		7,320		8,020		8,710	
2.介護サービス費負担額	1,767		1,977		2,196		2,406		2,613	
3.サービス提供体制加算Ⅱ	54									
4.看護体制加算(Ⅰ)口	12									
5.看護体制加算(Ⅱ)口	24									
6.介護職員等処遇改善加算	260		289		320		349		378	
7.居室に係る自己負担額	第1段階	0	第2段階	430	第3段階①	430	第3段階②	430	第4段階	915
8.食費に係る自己負担額	第1段階	300	第2段階	390	第3段階①	650	第3段階②	1,360	第4段階	1,445
自己負担合計	(2+3+4+5+6+7+8)									
所得段階別 自己負担額	第1段階	2,417	2,656	2,882	3,145	3,381				
	第2段階	2,937	3,176	3,426	3,665	3,901				
	第3段階①	3,197	3,436	3,686	3,925	4,161				
	第3段階②	3,907	3,857	4,396	4,635	4,871				
	第4段階	4,477	4,716	4,966	5,205	5,441				

〈従来型個室の3割負担者〉

単位：円

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1		要介護度2		要介護度3		要介護度4		要介護度5	
	5,890		6,590		7,320		8,020		8,710	
2.介護サービス費負担額	1,767		1,977		2,196		2,406		2,613	
3.サービス提供体制加算Ⅱ	54									
4.看護体制加算(Ⅰ)口	12									
5.看護体制加算(Ⅱ)口	24									
6.介護職員等処遇改善加算	260		289		320		349		378	
7.居室に係る自己負担額	第1段階	380	第2段階	480	第3段階①	880	第3段階②	880	第4段階	1,231
8.食費に係る自己負担額	第1段階	300	第2段階	390	第3段階①	650	第3段階②	1,360	第4段階	1,445
自己負担合計	(2+3+4+5+6+7+8)									
所得段階別 自己負担額	第1段階	2,797	3,036	3,262	3,525	3,761				
	第2段階	2,987	3,226	3,476	3,715	3,951				
	第3段階①	3,647	3,886	4,136	4,375	4,611				
	第3段階②	4,357	4,307	4,846	5,085	5,321				
	第4段階	4,793	5,032	5,282	5,521	5,757				